

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和2年3月9日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 調達内容

(1) 事業名称

愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業

(2) 事業場所

愛知県営鷺塚住宅（碧南市鷺塚町六丁目8-1ほか）

(3) 事業概要

ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施し、事業者のうちPFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する民間事業者として選定された者が自らの提案をもとに施設の設計及び建設を行った後、県に施設の所有権を移転する方式（BT：Build Transfer）により整備を行う本体事業と、提案に応じて、事業者のうち用地活用業務に当たる企業が民間施設等の整備を行う付帯事業を行うものです。

イ 契約期間

契約締結日から令和6年1月まで

ウ 事業範囲

入札説明書等で示す事業範囲とします。

2 競争参加資格等

応募グループ及びその構成員の参加要件及び資格要件は次の(1)のとおりとします。ただし、県営住宅整備業務の構成員については、(1)に加えて(2)の要件についても満たすこととします。なお、参加書類受付日から落札者の決定前までにいずれかの要件を欠くこととなった場合は、失格とすることがあります。

また、構成員は、本事業に関する業務（事業計画策定業務、県営住宅整備業務及び用地活用業務）のうち複数の業務を実施できるものとします。

なお、構成員の変更の取扱いについては(3)のとおりとします。

(1) 応募グループ及び構成員の参加要件

構成員はいずれも、参加申込書及び入札参加資格審査申請書等（以下「参加書類」という。）の受付時において、次のアからクまでの掲げる要件を満たすこととします。

なお、構成員は、他の応募グループの構成員として本入札に参加できません。

また、応募グループは参加書類において、代表企業名、本事業に係る業務に携わる各構成員の企業名及び携わる業務を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 「愛知県会計局指名停止取扱要領」又は「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であること。

エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人若しくはその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者として別に入札説明書等で定める者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は次に示すとおりです。

- ・株式会社地域経済研究所
- ・株式会社地域計画建築研究所
- ・北口・繁松法律事務所

また、令和2年度における本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、決定次第、愛知県建築局公共建築部公営住宅課のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koeijutaku/washidukapfi.html>）（以下「当課ウェブページ」という。）上に公表します。

キ 県が設置する愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業に関する事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連がある者でないこと。

ク 構成員と他の応募グループの構成員の間に、別に入札説明書等で定める資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 県営住宅整備業務の構成員の資格要件

県営住宅整備業務の構成員は、参加書類受付時において、次の要件を満たすこととします。

なお、次のアからウまでの要件を複数満たす者は当該複数の業務を実施できるものとします。

ア 設計業務に当たる企業

設計業務に当たる企業は、次の(ア)から(カ)までの要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。

(ア) 令和2年度及び令和3年度愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿（以下「R02・03参加者名簿」という。）に登録されていること。

(イ) R02・03参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所として登録を行っていること。

(エ) 元請けとして、過去15年間（平成16年4月1日から入札参加資格の審査申請の前日まで。以下同じ。）に次のa又はbに係る建築士法第2条第5項の設計業務を完了した実績があること。なお、設計共同体としての実績は、その代表構成員としての実績に限るものとする。

a 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事

b 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事

(オ) 設計業務に当たる企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、配置期間は、設計業務が完了するまでとする。

(カ) (オ)により配置する管理技術者は、過去15年間に建築士として携わった(エ)に掲げる設計業務と同じ実績を有していること。

イ 建設業務に当たる企業

(ア) 建設業務に当たる企業は、次のa及びbの要件を満たす者が1者以上参加すること。

a 平成30年度及び平成31年度愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿（以下「H30・31参加者名簿」という。）において認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。

b 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者（以下「監理技術者」という。）として、工事の全期間において専任で配置できること。

(イ) 建設業務に当たる企業は、次のaからiまでの要件を満たしていること。

a H30・31参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。

b R02・03参加者名簿に登録されていること。また、R02・03参加者名簿に登録されている営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する営業所をいい、建設業法に基づく建設業の許可（変更許可を含む。）申請時に届け出た、主たる営業所に限る。）の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

c 建設業法第3条第1項の規定による建築工事業についての特定建設業の許可を受けていること。

- d 元請けとして、過去 15 年間に次の(a)又は(b)を完成した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が 20%以上の工事に限る。
- (a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
- (b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
- e 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者を監理技術者として、受け持ち工事の期間中、専任で配置できること。
- f 配置する監理技術者は、過去 15 年間に d に掲げる工事を監理技術者、建設業法第 26 条に定める主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有するものであること。なお、工事の途中で交代のあった場合は、工期の半分以上かつ完了時までに従事した場合の実績は認める。
- g 配置する監理技術者は、建設業務に当たる企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。
- h 電気工事業に従事する企業が参加するときは、H30・31 参加者名簿において認定された電気工事業の総合点数が 870 点以上の者であること。この場合において、a は適用せず、b、c 及び e については「建築工事業」を「電気工事業」と、d については「建築物の新築又は増築工事」を「建築物の新築又は増築工事業に係る電気工事」とそれぞれ読み替えた要件を満たしていること。
- i 管工事業に従事する企業が参加するときは、H30・31 参加者名簿において認定された管工事業の総合点数が 860 点以上の者であること。この場合において、a は適用せず、b、c 及び e については「建築工事業」を「管工事業」と、d については「建築物の新築又は増築工事」を「建築物の新築又は増築工事業に係る給排水工事」とそれぞれ読み替えた要件を満たしていること。
- ウ 工事監理業務に当たる企業
- 工事監理業務に当たる企業は、次の(ア)から(カ)までの要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。
- (ア) R02・03 参加者名簿に登録されていること。
- (イ) R02・03 参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあること。
- (ウ) 建築士法第 23 条の規定による一級建築士事務所として登録を行っていること。
- (エ) 元請けとして、過去 15 年間に次の a 又は b の工事で、引渡し完了した工事に係る工事監理業務の実績があること。なお、工事監理共同企業体としての実績は、その代表構成員としての実績に限るものとする。
- a 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
- b 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
- (オ) 工事監理業務に当たる企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を工事期間中配置できること。なお、工事監理業務に当たる企業がイ 建設業務に当たる企業を兼ねる場合、当該管理技術者は監理技術者と兼務することはできない。
- (カ) (オ)により配置する管理技術者は、過去 15 年間に建築士として携わった(エ)に掲げる工事監理業務と同じ実績を有していること。
- (3) 構成員の変更
- 参加書類受付以降、構成員の変更は認めません。ただし、代表企業を除く構成員については、県が認めた場合限り、変更することができます。
- 3 入札説明書等の公表方法等
- (1) 入札説明書等の公表方法
- 当課ウェブページにおいて、令和 2 年 3 月 9 日（月）から公表します。
- (2) 参加書類の提出
- ア 期間
- 令和 2 年 4 月 9 日（木）から令和 2 年 4 月 13 日（月）午後 5 時まで（必着）
- イ 場所
- 愛知県建築局公共建築部公営住宅課
- 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（郵便番号 460-8501）
- ウ 方法

持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便とすることとします。また、持参する場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く提出期間中の日の、正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時までとします。

(3) 入札及び開札の予定日時及び場所等

ア 日時

令和2年5月12日（火）午後2時

イ 場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

ウ 入札書の提出方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループに令和2年5月11日（月）午後5時まで必着とします。

(4) 事業提案書の提出

ア 日時

令和2年5月12日（火）午後2時まで

イ 場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

ウ 方法

持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便とすることとし、愛知県建築局公共建築部公営住宅課 建設・改善第一グループに令和2年5月11日（月）午後5時まで必着とします。また、持参する場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び休日を除く提出期間中の日の、正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時までとします。

(5) 問合せ先

愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6577

4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

また、落札者決定基準については、入札説明書等で示します。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び通貨は円に限ります。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札の無効

愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第152条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書等によります。

イ この入札は、令和2年2月定例愛知県議会の議決により当初予算が成立しない場合は取りやめます。

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長を行った工事の施工実績に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止
又は工期の延長を行った工事の施工実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない工事の施工実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事。ただし、当該一時中止等を行う前の工期が令和元年度内の工事に限ります。

2 施工実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加書類及び事業提案書を提出する前日までに完了する予定であった工事は、完了したのものとして施工実績の対象とします。

3 施工実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

- ア 企業の施工実績
- イ 配置予定技術者の施工実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

- ア 企業の技術力に関する事項に係る企業評価対象工事の施工実績
- イ 配置予定技術者の能力に関する事項に係る技術者評価対象工事の施工実績

4 事後審査資料

参加書類及び事業提案書の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて工事の一時中止等を行ったことを確認できる書類
- (2) 工事の一時中止等を行う前の工期を確認できる書類